

○国家公安委員会規則第十五号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）を実施するため、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
(対象特別要人所在施設として指定することができる施設の基準) <u>第二条の二</u> 法第三条の二第一項の規定により警察庁長官が指定することができる施設は、次のとおりとする。 一 天皇又は内閣総理大臣が出席する行事（屋外で行われるものに限る。）が行われる施設 二 天皇又は内閣総理大臣が三時間以上滞在する施設その他小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが特に必要であると認められる施設	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この規則は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。